

2005年2月 No.447

京都の福祉

発行 京都府社会福祉協議会

〒604-0874 京都市中京区竹屋町通烏丸東入る清水町375
TEL 075-252-6291 FAX 075-252-6310

発行人 大槻 明司

http://www.kyoshakyo.or.jp



主な記事

- 1面…もえくさ
- 2面…みやま共同作業所のオープンランチ
- 4面…NPO法人活動紹介
「京都メンタルケア・アクション」
- 6面…京都府災害ボランティア支援資金の
配分結果について
- 7面…きばってます～市町村社協の活動紹介～
- 8面…リレートーク④
介護保険制度の見直しを考える



春を待つ美山

もえくさ

先日、府立総合資料館の行政文書から、ヘレンケラーの資料を紹介していただいた。▼ヘレンケラーは、目と口と耳に重い障害を持ちながらそれを乗り越えて、アメリカだけではなく世界各地にも訪問し、障害を持つ人だけでなく多くの人々に希望を与え、障害者の福祉施策についても大きな影響を及ぼしている。▼京都にも三度訪れました。初めて京都を訪れたのは昭和十二年です。高校・大学で講演を行ない府民の身体障害者福祉に対する関心を高め、福祉の施策にも目が向けられますが、残念ながら戦争への動きが加速するなか中断されてしまいました。そして昭和二十三年占領下のもとで進められていた日本の民主化の改革の特使として日本各地を訪問し、十月に京都を訪れます。彼女の講演活動は身体障害者の方々の励ましとなり、翌二十四年に身体障害者福祉法の成立にも大きな影響を与えました。京都でもこの訪問を機にいくつかの施設が設置されました。現在の府立視力障害者福祉センターもそのひとつです。学生寮として使われていた施設が廃止されることを知り、京都府は職業訓練だけでなく視力障害者のかかえる生活の問題解決にも対応できる施設の建設にこぎ付けました。▼昭和三十年には、三度目の訪問が実現しました。この時の彼女の講演を受け挨拶に立った京都府知事は、障害者の保護に偏りがちな施策を反省し、自立や社会参加を支援する福祉を実施するよう事業の見直しをする旨発言をされたことが記録に残されています。▼ヘレンケラーは「もし神様がどれかひとつ回復してやるうと言われたら」というインタビューに対して「私は耳がほしい」「心に光が入るのは耳だからです。」と答えられている。▼彼女の訪問は障害のある人々に励ましを与えるとともに、多くの人々に感動を与えその感動が今日の福祉に携わる私達の仕事に引き継がれている。▼大きく変わる福祉の施策に専門的知識を向上させ適切に対応していくと同時に、福祉を必要とする人々に対し、心に光が届くあたたかい仕事をすすめる事を忘れないようにしたい。

みやま共同作業所のオープンランチ

地域住民との交流と障害者の入所のきっかけづくり

「障害者の生活を地域で支える受け皿がぜひ欲しい」と、家族・当事者・関係者の願いと努力から生まれてきた共同作業所の活動は、さまざまな困難を抱えつつも、全国的に広がっています。「みやま共同作業所（以後、『作業所』という）」も障害者の当事者団体や障害を持った多くの皆さんの「働きたい」「八時間は無理でも四時間なら働ける」「自分のペースでなら働ける」という声を受け、平成十二年五月に美山町社会福祉協議会の運営で障害者の通所施設として開所しました。四年目を迎えた昨年、作業所では新たな事業として、「オープンランチ」を始めました。

このオープンランチは、毎月第二水曜日に美山町社会福祉協議会のある町民センターのホールで開設されます。

在宅で引きこもっている障害をもった方や地域の皆さんに、「作業所ってどんな所かな？」とのぞいてもらう機会を作るものです。また、地域の皆さんが作業所の皆さんと交流し、お互いに理解を深めてもらう場としてもらえればとの思いから生まれました。

オープンランチ取材の当日（二月九日）は、早朝より調理ボランティアがランチづくりに取り組みます。メニューはちらし寿司、粕汁、ほうれん草とシーチキンの和え

物と、ちくわの胡瓜巻きです（これで二五〇円は安い）。

これらのお米や野菜などの食材の一部は、趣旨に賛同した農家から無償で提供して頂いたものです。

十一時三十分にはお客さんがホールに入りオープンランチがはじまります。ホールには五つのテーブルがセットされそれぞれ五〜六名が座ります。席の配置は利用者、ボランティア、見学者、職員が片寄らないように配慮されています。当日は町長もランチを利用されました。

食事の間、各テーブルでは体調や近況など和やかな歓談が続きます。当日は町長に

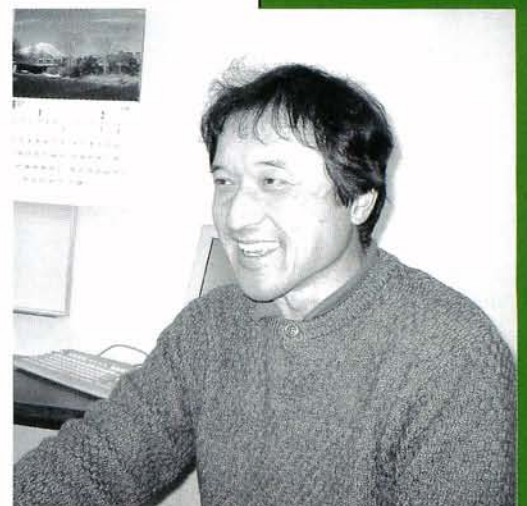
要望が飛び出すこともありました。

こうした地域への積極的な働きかけで開所時は八名の利用者でしたが、現在は肢体障害者七名、精神障害者七名、知的障害者七名の計二十一名となりました。作業所では、引きこもりの人への働きかけとしてオープンランチ以外にアウトリーチの活動として、新たな「訪問授産」もはじめました。

竹内所長は、「現在作業所の運営は、作業、仕事が一割で、残りの二割がオープンランチなどの様々な事業に当てています。初めは、障害者の地域での自立へ向けた生活支援の一つとして、また拠点だと考え活動をしてきました。労働の場を提供すること、気がねなく安心して日中をすごせる生活の場とすること、また作業所を通して社会参加を広げ、社会体験を進める窓口となること、等々です。そして障害のある皆さんが自信をつけ、生き生きと暮らせるようになることをめざした活動をしてきました。その成果はあちこちに見られるようになりました。賃金も、単に、もう一つよるこびから、がんばれば増えるよるこびを実感できるようになりました。社会参加では生活圏を広げ、いろんな体験をしてきました。『自



オープンランチメニュー



竹内所長



調理実習風景



オープンランチの風景

信がついて生きることが楽しくなった。」という入所者の声はその成実だろうと思います。今後の展望としては作業の機械化や営業面で、もっとプロフェッショナルな視点を持つことです。また、近くの福祉施設の職員寮（一軒家）を借り、数名で共同生活をする中で自立生活を体験してもらおうという取り組み（昨年より実施）や、将来的には、グループホームをつくりたいなどいろいろなことをしたいが、ままならないのが現状です。」と言いつつ苦笑い。

最後に、最近感じることで、

「『ノーマライゼーション』というのは、わたしの理解が正しければ、可能なかぎり普通の人と同じ生活の実現です。そして、わたしは、入所者の皆さんがそのようになることを目指して来ました。」

ところが、利用者の皆さんは健常者と同じ様にしたいとは思っていない、ということを感じてきました。健常者の中に入ってもやっぱり負担になるし、同情や好奇の目で見られたくないというものです。むしろ、作業所で障害者の仲間と何の気兼ねもなしにいることを好んでいるようにさえ見えます。

つまり、健常者と同じことがしたいが、いっしょになりたいとは思ってないように見受けられます。むしろ、同じ仲間と居て何の気兼ねもない方が居心地がよいと。ある人たちはこれをサブカルチャーの必要性と言っています。わたしもそうだなあと思うようになってきました。それは、健常者と障害者の間に線を引くのではなく、地域社会の中で健常者と共に暮らしながら、同時に障害者同士のコミュニティがネットワークのように出来ることかな」と話されます。

最後に、次のようにしめくりました。

「障害をもった人たちが、この地域で可能な限り普通に暮らしていくにはどんな支援が必要のだろうか。一人一人の必要に合わせて考えなければならぬ。『ここである安心して働ける』、『ここに来れば仲間がいる』、『ここでいっばい初めてを経験した』、『ここを通して社会参加ができた』、そんな場所でありたい。」

して、「ノーマライゼーション」というのは、わたしの理解が正しければ、可能なかぎり普通の人と同じ生活の実現です。そして、わたしは、入所者の皆さんがそのようになることを目指して来ました。」

ところが、利用者の皆さんは健常者と同じ様にしたいとは思っていない、ということを感じてきました。健常者の中に入ってもやっぱり負担になるし、同情や好奇の目で見られたくないというものです。むしろ、作業所で障害者の仲間と何の気兼ねもなしにいることを好んでいるようにさえ見えます。

つまり、健常者と同じことがしたいが、いっしょになりたいとは思ってないように見受けられます。むしろ、同じ仲間と居て何の気兼ねもない方が居心地がよいと。ある人たちはこれをサブカルチャーの必要性と言っています。わたしもそうだなあと思うようになってきました。それは、健常者と障害者の間に線を引くのではなく、地域社会の中で健常者と共に暮らしながら、同時に障害者同士のコミュニティがネットワークのように出来ることかな」と話されます。

最後に、次のようにしめくりました。

「障害をもった人たちが、この地域で可能な限り普通に暮らしていくにはどんな支援が必要のだろうか。一人一人の必要に合わせて考えなければならぬ。『ここである安心して働ける』、『ここに来れば仲間がいる』、『ここでいっばい初めてを経験した』、『ここを通して社会参加ができた』、そんな場所でありたい。」

ボランティア保険

わずかな保険料で、傷害部分（ボランティア自身のケガ）と、賠償責任部分（活動中他人の身体・財物に損害を与えたとき）が補償されます。
保険料一名につき

Aプラン 300円 Bプラン 500円

ボランティア・福祉活動等行事保険

福祉事業総合補償制度

まごころワイド

問合わせ・申込先

もあります

(福) 京都府社会福祉協議会

京都市中京区竹屋町通烏丸東入清水町375
TEL 075-252-6295



勇気ある二歩を
支える「安心」

京都メンタルケア・アクション

多職種チームによる二十四時間ケアを地域で展開

京都で包括型地域生活支援プログラムに取り組む

現在日本において社会資源の不足が原因で長期入院を余儀なくされている精神障害のある方々、いわゆる社会的入院患者は七万人を超えるとも言われています。この数字は他の先進国に比べても非常に多く、精神障害者医療及び福祉の早急な充実を求める声が益々大きくなっています。厚生労働省は、調査で上がってきたこの数字を重大な課題と捉え、退院促進や社会資源の整備に乗り出しています。

このような現状の中、重度・最重度の精神障害者の退院促進と地域生活への移行に有効と、注目を集め始めている取り組みがACT（包括型地域生活支援プログラム）です。



三品代表

日本でのACTの実践は、千葉県で国の研究事業として平成十五年から開始したACT-Jがあります。京都においても、平成十七年四月からACTを開始しようとして準備しているプロジェクトがあります。今回は、在宅医療型精神科診療所のたかぎクリニック、ねこのて訪問看護ステーションと共に、そのACT-Kプロジェクトを立ち上げた、「NPO法人京都メンタルケア・アクション」（三品桂子代表）にスポットをあて、ACTそのものについてやACT-Kの支援の流れ、そしてNPOの抱える課題等を聞きました。

NPOの主な活動

京都メンタルケア・アクションは、ACTの実現を目的として設立され平成十六年

※ACT（包括型地域生活支援プログラム）

約30年前にアメリカのウィスコンシン州の精神病院における研究から発展。アメリカを始め各国で実践され、その有効性が実証されてきた。特徴は、入院中に提供される24時間ケアを地域で同じように提供することで、それによって人々の力を高め、地域生活を継続させることを目指すこと。精神科医、看護師、精神保健福祉士、作業療法士、臨床心理技術者などの多職種チームにより、地域生活の中で必要な医療、保健、福祉のサービスを展開する。精神障害者へのケアが精神科病院への入院中心である日本では、発想の転換ともいえる取り組み。

三月にNPO法人格を取得し、民間の先駆性を活かした幅広い活動を展開しています。柱となっている活動は、①ACTに参画

することを目指したピアサポーター養成のためのワークショップや講座の開催、②ACTにおいて生活支援を行う学生ボランティアの育成・実践教育、③ACT-Kに係る対象者の評価及び活動の評価、④ACTに携わる専門職への研修などです。

活動はACT-Kの実施に間に合うよう本格化してきており、学生の育成には、ボランティアとしてだけでなく精神保健福祉分野における将来の人材育成という側面も期待しているそうです。又、ピアサポーターの養成は、当事者自らが支援に関わることで、支援する側、される側が共に自身も持っている力（ストレングス）を発揮することにつながり、ACTによって様々な可

性能が広がる手ごたえを感じているようです。

ACTT-Kが始動すれば、その中で京都メンタルケア・アクションは、①ACTT対象者の評価、②対象者の地域生活支援、③プロジェクトの評価・研究の三つの役割を担うこととなります。現在、大学教授を含むNPO理事らで役割分担をし、準備を進めています。一方でACTTの試行がすでに始まっており、たかぎクリニックの三十名のクライアントがACTTの対象となるかどうか、京都メンタルケア・アクションにとって最初の対象者の評価がまもなく行われます。

ACTT-Kの支援の流れ

次に、ACTT-K全体の支援の流れを説明します。まず利用者の窓口である高木クリニックを通じ、メンタルケア・アクションが利用者のアセスメント・評価を行い、その人にとってACTTが必要と判断された時に支援が始まります。対象者の上限は百名で、一人に対して三名の職員がチームの核になり、二十四時間体制で医療・保健・福祉のサービスを提供します。そして、必要に応じて就労支援を行うワーカー、生活支援を行う学生ボランティア、ピアカウンセリングを行うピアサポーター等がチームに加わります。専門職は十三名必要であり、全員が百名の対象者を把握しておくようにします。

支援体制は二十四時間継続します。夜間の支援は自宅待機で、担当者はいつでも電話に出られる体制をとり必要な場合のみ対応します。地域に暮らす精神障害者にとって夜は辛く心配な時間で、緊急の事例も多いのではないかと考えますが、三品代表はACTT先進国やACTT-Jの報告を例に挙げ、「昼間のケアを十分にしていれば、夜間の緊急性は減ります。援助者との信頼関係が築かれていて、明日必ず来てくれると思うことで安心して夜を過ごすことが出来るということが分かってきました。」と話します。

ACTTの制度化を目指して

NPOを立ち上げ約一年、平成十七年四月からのACTT始動を目前に控えた京都メンタルケア・アクションにとって、これからの目標は「ACTTの制度化」です。NPOの存在を、「京都におけるACTTの体制を築いていく一方で、制度化を目指す運動体でもある。」と、三品代表は語りま

す。来年度から、大阪府に続き京都市においても退院促進事業が始まります。岡山では県主導でACTTの事業が展開される予定です。すでに始まっている千葉のACTT-Jなど各地の動きと連携をしながら、費用対効果、つまり今何名のどんな人が必要でいくらの資金はあるがどの部分の資金が不足するなどの数字を実践の実績から示し、具

体的に国へ要求していくことを想定しているからです。三品代表は、「情勢が動いているからこそ良い実践をしていきたい。そして、実践から制度化していくために欠かせないのは、効果や成果をアピールする力です。」と話します。

回復する力を大切にしたい支援を

「回復の責任は本人にある。」ということが、三品代表の言葉で特に印象に残っています。そしてそのことに、家族や当事者、専門家や周囲の人たちが気づいていくべきだと続けられました。精神保健福祉の先進

国におけるACTT等の実践により、これまで治療のため入院が必要とされてきた重度の精神障害者は、地域に生活の中心を置くことで回復が早まるということが分かってきました。かつては医療チームが地域においてサービスを提供することから「壁のない病院」と呼ばれたACTTですが、最近はその人の回復する力「リカバリー（回復モデル）」を大切にしたいと決めています。決して初めから出来ないといいたくない、クライアント本人がどうしたいか、どうなりたいかを一番大切に、本人の夢や経験、長所を活かせるよう支援を組み立てることで、地域生活の中で経験を積み、力を伸ばすことを目指します。

このように、ACTTが重度精神障害者らの地域生活支援に効果的とされるのは、回復のために必要な資源が地域の中に充実し、

その中心に本人を据え支援しているからこそ生まれる結果だと考えられています。

一方、地域に必要な資源はACTTだけではいけないと三品代表は次のように話します。「ACTTは地域の資源の一つ。病院もその一つ。ケアマネジメントによって調整され、回復の過程に応じて通過・移行していくものと考えています。そして、最終的には、精神障害のある人びとが精神保健システムから解放され、一人ひとりが地域であたり前に暮らせることが大切です。」

おわりに

精神障害者が地域で安心して暮らすためには、緊急時や薬の調節等に対応してくれる身近な医療機関、自己実現とリハビリを目指す場所、仕事、相談できる人、仲間、住民の理解、そしてこれらをつなぐ機関や人が欠かせません。現在の日本はそれらが充実しているとは言えず、一方で障害者関係の法律を一元化した「障害者自立支援法（案）」が平成十八年度の施行を目指し国会で議論され、精神保健福祉を取り巻く現状は大きく揺り動かされています。このようなたたかからこそ、ACTT-K、そして京都メンタルケア・アクションが行う実践はその先駆性と効果性を活かした精神保健福祉の底上げの働きを担っているのではないかと考えられます。

京都府災害ボランティア支援資金の配分結果について

「京都府災害ボランティア支援資金」は、平成十六年十月二十日に京都府北・中部地方を襲った台風第二十三号災害に伴う京都府内の災害ボランティア活動を支援する目的で、京都府社会福祉協議会が、平成十六年十月二十二日より募集を開始したものです。

京都府内、府外の皆様ならびに関係機関各位の絶大なご支援により、入金件数四七件、一三、九一七、五六四円（平成十七年一月末現在）の貴重なご寄付をいただきました。心よりお礼申し上げます。

本資金については、京都府内で台風第二

十三号災害に対応するために「災害ボランティアセンター」を立ち上げ、運営を行った京都府内の八社協のうち六社協に対して、「京都府災害ボランティア支援資金配分委員会」の審査を経て、下記の内訳の通り配分しました。

また、予想以上に多くのご寄付をいただいたため、配分後の剰余金につきましては、「災害準備積立金」として、今後の災害ボランティア支援活動に役立てさせていただきますこととしました。

この度の災害ボランティア活動に対しまして、きわめて多くの皆様方から誠にあた

たかいご支援をいただきましたことに、改めて感謝申し上げます。今後の災害ボランティア活動の推進につきまして引き続きご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

京都府社会福祉協議会としては、災害ボランティア活動支援を含む地域福祉活動の総合的推進に引き続き取り組み、府社協中期計画に掲げる「府民主体の福祉コミュニティづくりを通じて『個人の尊厳』とノーマライゼーション理念の息づく社会の実現」を目指してまいる所存です。

1. 配分内訳

(平成17年1月末現在)

配分先	配分額 (円)
福知山市社協	61,000
舞鶴市社協	1,978,000
綾部市社協	25,000
宮津市社協	1,323,000
大江町社協	849,000
京都府社協	1,465,652
市町村社協への支援物資	3,444,348
災害準備積立金	4,771,564
計	13,917,564

2. 配分対象経費

車両借上料、備品費、消耗品費、通信運搬費、旅費交通費、修繕費、燃料費他
(なお、役職員の人件費は、対象経費に含まれておりません)

〔経過〕

平成16年10月22日
京都府災害ボランティア支援資金の募集開始
平成16年12月14日
京都府災害ボランティア支援資金配分委員会を開催
平成17年1月中
配分予定社協より府社協へ交付申請
平成17年1月26日
市町村社協に対し交付決定
平成17年1月31日
市町村社協へ送金



京都府大衆音楽協会より寄付金を手渡される
(2月3日 ハートピア京都)

京都府大衆音楽協会より寄付

京都府大衆音楽協会（代表 中川喜久氏）より、京都府社会福祉協議会へ61,324円の寄付をいただきました。心よりお礼を申し上げます。いただきましたご寄付は、京都の福祉発展のために有効に使わせていただきます。

きばってます!

～市町村社会福祉協議会の活動紹介～



◆ 宮津市社会福祉協議会

「目的」 いっしょにきばろうでえ みやづ ボランティアまつり

十月二十日に上陸した台風二十三号は、大手川の氾濫により宮津市に空前の被害をもたらしました。被災直後から、住民の皆さんは地域の方々と助け合いながら復旧作業をされ、また他市町村・他府県からも多くのボランティアの皆さんがかけつけ、災害復旧にむけて大きな支援をいただきました。こうした支援のおかげで、表面上は落ち着きを取り戻しつつありますが、一人一人の生活をみると、被災前の生活に戻るにはまだまだ課題も多いのが現状です。

住民の皆さんにこの一日は笑顔で過ごしていただき、本格的復興への元気づけとしていただくとともに、ボランティアの皆さんに対して、お礼の気持ちを伝える場、観光都市みやづをアピールできる場として、いっしょにきばろうでえみやづボランティアまつり」を開催します。

〔共催〕 宮津市社会福祉協議会・宮津市ボランティア連絡協議会

宮津天橋立観光旅館協同組合・天橋立観光協会

宮津天橋立冬のホカホカ感謝キャンペーン実行委員会

〔後援〕 (社) 宮津青年会議所

〔日時〕 平成十七年三月二十七日(日) 午前十時から午後三時

(午後六時三十分よりチャリティー落語会を予定)

〔場所〕 パーキングはままち(宮津市宇浜町三〇〇六)

〔内容〕 ステージ(落語・トーク・音楽等)

展示(写真)

募金

産品販売

ふるまい

災害時の知恵等

起振車体験など

〔参加費〕 無料(物品販売については有料)

全国社会福祉協議会

しせつの損害補償

社会福祉施設総合損害補償



●お問い合わせ

取扱代理店 **福祉保険サービス** ホームページも御覧下さい。 <http://www.fukushihoken.co.jp>
〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル TEL.03-3581-4667

一人ひとりの個性に応じたその人らしい生活の追求を

花園大学社会福祉学部助教授 福 富 昌 城

財源論中心の議論への危惧

今回の見直しに際し、最も大きな注目を集めたのが支援費制度と介護保険の統合問題でした。結論的には、統合は先送りとなりましたが、見直し論議が財政論中心にすすめられていると感じたのは私だけではないと思います。

もちろん、制度運営は財源問題抜きにして語れません。保険財政規模は初年度で三・六兆円だったものが、五年を経過した二〇〇四年度では六・一兆円（予算ベース）と拡大し続けています。保険料負担は京都市で第一期二、九五八円、第二期三、八六六円（値上がり幅九〇八円）、京都府下平均で第一期二、六六三円、第二期三、一一四円（値上がり幅四五一元）と大きくなっています。また、同時に国、自治体の負担も大きくなってきています。安定的な制度運用ができて、利用者にとってもよいサービスが提供できるためには、制度の改善は大切なことです。しかし、その議論や意思決定のプロセスについては検討する余地があるように思われます。

利用者の意見が反映される仕組みがあるか

介護保険法には介護保険事業計画の策定が義務

づけられています。これは利用者、事業者の意見を反映させる仕組みでもあります。しかし、今回の大きな制度改正では、利用者の意見が十分に反映されたのでしょうか。例えば、障害者領域では、障害者の福祉施策のあり方を検討する場合、必ず障害をもつ当事者が委員として参画するようになっていきます。しかし、要介護高齢者の場合ではサービスを利用する当事者の組織化がなされておらず、こうした委員を出すような当事者組織がありません。社会保障審議会の二十一名の委員の中で、当事者側と考えられる委員は老人クラブ団体連合会、呆け老人をかかえる家族、オンブズマン組織の三名だけです。体力・健康面の制約や、認知症を持つ人も多いこともあり、要介護状態にある高齢者がそれらの審議会・検討会へ委員として参加することは難しいのも事実ですが、当事者の声が制度設計・改正に反映される仕組みづくりこそが必要だと考えるでしょう。

利用者中心の支援に向けて

昨年十月に、京都で国際アルツハイマー病協会国際会議がありました。自らもアルツハイマー病であるクリスティン・ブライデン氏は同協会の理事であり、認知症患者本人の意思を大切に

することの重要性を説きました。彼女の著書を読めば、認知症者を生活の主体者として支えていくことの大切さ、そのためには医療や経済・ケアの面の保障だけでなく、家族、友人、地域社会から信仰まで、さまざまな事柄が必要なのだと分かります。

介護保険制度は要介護状態という保険事故に対して保険給付が行われる仕組みですが、その給付だけでは利用者の生活のすべてをカバーすることは困難です。今回の改正では自立支援、尊厳の保持が理念として掲げられ、地域包括ケアという考え方が示されています。この中で重視されるのは介護予防です。これを「要介護状態にならないように」という意味だけで捉えては、保険支出抑制の手段としての改正にしかなりません。利用者が人としての尊厳を持ちながら暮らせるように支援するためには、利用者単なるサービスの受け手と捉えるのではなく、一人ひとりの個性に応じたその人らしい生活の追求という視点が不可欠です。それは、介護という問題を超えて、生きがいや地域社会での他者と関わりながらの暮らしへと視野を広げていかなければなりません。要介護性に対して手当をすべからず、その人が長く生きる(we-
being) ために何が必要かを考え、それを支えるために介護保険以外の仕組みとの相補性も視野に入れた制度設計・運用を考える必要があります。

「京都の福祉」へのご意見、感想、とりあげてほしいテーマなどお寄せください。

京都府社会福祉協議会

TEL: 075-252-6291

FAX: 075-252-6310

URL <http://www.kyoshakyo.or.jp>

(注. 従来のメールアドレスは、コンピュータウイルス対策のため廃止しました。本会へのご意見等は、上記URLの「お問合せフォーム」を通じてお寄せください。)